

令和6年6月3日招集

市 議 会 6 月 定 例 会 議 案

( 一 般 議 案 )

新 発 田 市



議案番号	件名
議 第 1 号	藤塚浜財産区管理会委員の選任について
議 第 2 号	専決処分の承認について (新発田市税条例の一部を改正する条例制定について)
議 第 3 号	専決処分の承認について (新発田市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について)
議 第 4 号	専決処分の承認について (新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)
議 第 5 号	専決処分の承認について (新発田市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について)
議 第 6 号	新発田市子どもデイサービス事業条例の一部を改正する条例制定について
議 第 7 号	新発田駅前広場条例の一部を改正する条例制定について
議 第 8 号	新発田市公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 9 号	新発田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 10 号	新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議 第 11 号	財産の取得について (新発田市消防団小型動力ポンプ付積載車)
議 第 12 号	財産の取得について (除雪車両 9 t 級)

議第 1 号

藤塚浜財産区管理会委員の選任について

次の者を新発田市藤塚浜財産区管理会委員に選任したいので、議会の同意を  
求める。

令和6年6月3日提出

新発田市長 二階堂 馨



記

住 所 新発田市藤塚浜  
氏 名 本間 文夫

住 所 新発田市藤塚浜  
氏 名 佐藤 勝

住 所 新発田市藤塚浜  
氏 名 本間 一輝

住 所 新発田市藤塚浜  
氏 名 本間 亮一

住 所 新発田市藤塚浜  
氏 名 小林 寿廣

住 所 新発田市藤塚浜  
氏 名 金井 智洋



議第 2 号

専決処分の承認について

新発田市税条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和6年6月3日提出

新発田市長 二階堂 馨



専決第 1 1 号

専 決 処 分 書

新発田市税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決

新発田市長 二階堂 馨



## 新発田市税条例の一部を改正する条例

新発田市税条例（昭和35年新発田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第39条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第39条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第59条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第59条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第80条第1項及び第2項中「法施行規則第33号の5様式による申請書」を「標識交付申請書」に改め、同条第4項中「第2項の」の次に「標識交付申請書及び」を加え、「法施行規則第33号の5様式」を「それぞれ規則で定めるところ」に改める。

第126条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第126条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第3条の4の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第3条の4の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第22条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第22条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第25条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある

と市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第4条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第5条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第5条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第22条の3、第22条の5から第22条の8まで、附則第3条の4第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、前条及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第22条の6第2項、第36条の5第1項及び前条の規定の適用については、第22条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第36条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第5条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第30条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収

に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第29条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては無いものとし、第29条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第29条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期

の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第36条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第5条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第36条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところ

ろによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第36条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第36条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額

を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10

月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第36条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とある

のは、「附則第5条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第36条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残

額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第36条の5第2項の規定により読み替えられた第36条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第36条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第36条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第22条の3、第22条の5から第22条の8まで、附則第3条の4第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、附則第5条の4及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第6条第2項中「前条」を「附則第5条の4」に改め、同条第3項中「第22条の8第1項」の次に「、附則第5条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第22条の8第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」

に、「とする」を「と、附則第5条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第6条第2項及び」と、前条中「附則第5条の4及び」とあるのは「附則第5条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第8条の2中第20項を削り、第19項を第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第8条の2第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第22項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第8条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条

第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第9条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第9条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第10条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和

4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条の2を削る。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第13条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日まで」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第14条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割

の額並びに附則第 15 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。  
附則第 16 条第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。  
附則第 18 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。  
附則第 18 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条の 3 の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条の 3 の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条の 3 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条の 3 の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割

の額並びに附則第 18 条の 3 の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条の 3 の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 5 条の 5 及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条の 3 の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 80 条の改正規定、附則第 3 条の 4 の次に 1 条を加える改正規定、附則第 4 条の改正規定及び附則第 10 条の 2 を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の新発田市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 4 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の

施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議第 3 号

専 決 処 分 の 承 認 に つ い て

新発田市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和6年6月3日提出

新発田市長 二階堂 馨



専決第12号

専 決 処 分 書

新発田市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日専決

新発田市長 二階堂 馨



## 新発田市都市計画税条例の一部を改正する条例

新発田市都市計画税条例（昭和35年新発田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項の見出し及び同項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第4項の見出し及び同項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5項の見出し及び同項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第7項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第8項及び第9項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第10項及び第11項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」

及び「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第１５項中「附則第７項、第８項」を「附則第８項」に改める。

附則第１６項中「第３１項から第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項、第１５条の２第２項」を「第３１項から第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」に改める。

附則第１７項を削る。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、附則第１７項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の新発田市都市計画税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）の施行の日から令和６年３月３１日までの間に整備された旧法附則第１５条第３９項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議第 4 号

専 決 処 分 の 承 認 に つ い て

新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和6年6月3日提出

新発田市長 二階堂 馨



専決第13号

専 決 処 分 書

新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日専決

新発田市長 二階堂 馨



## 新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新発田市国民健康保険税条例（昭和34年新発田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の新発田市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議第 5 号

専決処分の承認について

新発田市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和6年6月3日提出

新発田市長 二階堂 馨



専決第14号

専 決 処 分 書

新発田市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日専決

新発田市長 二階堂 馨



新発田市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例  
に関する条例の一部を改正する条例

新発田市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例（令和5年新発田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議第 6 号

新発田市子どもデイサービス事業条例の一部を改正する条例制定  
について

新発田市子どもデイサービス事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月3日提出

新発田市長 二階堂 馨



## 新発田市子どもデイサービス事業条例の一部を改正する条例

新発田市子どもデイサービス事業条例（平成12年新発田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「解消する」を「解消し、又は軽減する」に改める。

第8条第1項中「この限りでない」を「後納させることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、市長は、必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

附則に次の1項を加える。

（対象児童の特例）

- 3 第3条第1項に規定するほか、令和6年7月1日から令和8年3月31日までの間に限り、市内に居住する満6箇月以上満3歳未満の児童で、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施の対象とならない者であって、子どもの成長の観点から保育が必要となるものを対象児童とする。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。



議第 7 号

新発田駅前広場条例の一部を改正する条例制定について

新発田駅前広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月3日提出

新発田市長 二階堂 馨



## 新発田駅前広場条例の一部を改正する条例

新発田駅前広場条例（平成19年新発田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「及び自家用車駐車場を使用する者」を削る。

第9条第2項を削り、同条第3項中「第8条の規定による」を「前条に規定する」に改め、同項を同条第2項とする。

別表自家用車駐車場の項を削り、同表備考第1項中「及び自家用車駐車場」を削る。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



議第 8 号

新発田市公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

新発田市公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように制定する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

新発田市長 二階堂 馨



新発田市公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正  
する条例

新発田市公共下水道事業受益者分担金に関する条例（平成17年新発田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

新発田中井負担区	中田町2丁目の一部、小舟町2丁目の一部、中谷内、道賀、桑ノ口、長畑、西名柄の一部	363,170円
----------	--	----------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。  
（農業集落排水事業分担金との調整）
- 2 この条例の施行日前に新発田市農業集落排水事業分担金徴収条例（昭和61年新発田市条例第8号）に基づく分担金を賦課された新発田中井負担区の建物等の受益者については、当該建物等に係る分担金は、賦課しない。



議第 9 号

新発田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

新発田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

令和6年6月3日提出

新発田市長 二階堂 馨



## 新発田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新発田市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年新発田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中井地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。



議第 10 号

新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証等が廃止となることに伴い、新潟県後期高齢者医療広域連合規約で定める広域連合及び関係市町村の処理する事務について、次のとおり変更する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

新発田市長      二階堂      馨



## 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年新潟県市町村第1401号）の一部を次のように変更する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。



議第 1 1 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

新発田市長 二階堂 馨



## 記

- 1 財 産 名 新発田市消防団小型動力ポンプ付積載車（4台）
- 2 契約の方法 通常型指名競争入札
- 3 契約金額 34,862,576円
- 4 契約の相手方 新発田市西園町3丁目1番25号  
有限会社オサカベ  
代表取締役 長下部 眞太



議第 1 2 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

新発田市長      二階堂      馨



## 記

- 1 財 産 名 除雪車両（9 t 級）
- 2 契 約 の 方 法 通常型指名競争入札
- 3 契 約 金 額 18,666,630円
- 4 契 約 の 相 手 方 胎内市近江新字橋本211番地3  
日本キャタピラー合同会社  
下越営業所長 立沢 秀治

